

## 岐阜県における外国人への社会保険適用の実態

—「岐阜県外国籍県民生活実態調査」より—

中尾 友紀

Results of a survey concerning application of the social insurance to foreigner  
in Gifu Prefecture

Yuki NAKAO

### 1 はじめに

ソニーは2012年10月、子会社ソニーイーエムシーエスの美濃加茂市の工場「美濃加茂サイト」を2013年3月末で閉鎖すると発表した。これに伴い、工場で働く従業員約840人のうち契約社員約70人の契約が、閉鎖と同時に終了する(岐阜新聞2012a)。影響はこれだけに留まらない。岐阜県商工労働部によれば、美濃加茂サイトから製造を請け負う下請けは7社あり、うち4社の従業員計691人中329人(47.6%)の契約が、やはり閉鎖と同時に終了する(岐阜新聞2012b)。7社の従業員は計1,457人にのぼり、うち1,362人(93.5%)が2か月から6か月の契約社員であるという(毎日新聞2012b)。また、美濃加茂市がソニーイーエムシーエスとハローワーク等の協力を得て算出した美濃加茂サイト関連の従業員は2,160人にのぼり、うち非正規雇用が1,675人(77.5%)であるというから、影響はさらに拡大すると考えられる(毎日新聞2012a)。

美濃加茂サイトが位置する岐阜県美濃加茂市は、岐阜県国際戦略推進課によれば2011年4月1日現在、人口50,326人、外国人登録者数4,836人で、外国人が人口の約9%を占める外国人集住都市である。上記の美濃加茂サイト関連の従業員も1,675人の非正規雇用のうち835人(49.9%)が外国人であると推計されており(毎日新

聞2012a)、閉鎖の影響は実は外国人に集中している。こうした事態を受けて岐阜県は、美濃加茂市古井町の加茂総合庁舎内に「ソニー美濃加茂関連雇用問題等相談窓口」を開設して、再就職や生活の相談に応じているが、そこでは当然、外国人にも対応できるようポルトガル語及びタガログ語のできる職員が配置されている。

岐阜県には、ニューカマーと呼ばれる1980年代後半以降に出稼ぎ目的で入国及び滞在が始まった、日系人に代表される外国人が多く居住している。外国人は製造業をはじめとする産業の重要な担い手であり、もはや地域社会に欠かせない存在となっている。しかし、美濃加茂サイト関連の従業員にみるように、一般にそうした外国人の雇用環境は不安定であり、社会保険との関わりも希薄である。詳細は後述するが、社会保険は外国人にも強制適用されており、その規定においては、年金にある脱退一時金を除いて、「内外人平等の原則」が徹底されている。ところが、その運用においては、必ずしも適正になされているとはいえない。とはいえ、岐阜県における既存の調査結果によれば、とりわけ医療保険の加入率は2004年には83.2%(中部経済産業局地域経済課2007:39)、2008年には90.7%に達している(三本松・朝倉・大井ほか2009:122)。しかし、リーマン・ショック後は雇用環境が悪化しており、外国人と社会保険との関わりにも少なからず影響が出ていると考えられる。

そこで、本稿では、岐阜県国際交流協会の助成金を受

けて2011年10月にNPO法人ブラジル友の会が、美濃加茂華友会、アジア友の会の協力を得て行った、岐阜県に居住する日系ブラジル人、中国人、フィリピン人を対象とした「岐阜県外国籍県民生活実態調査」の結果から、岐阜県における外国人の雇用環境と、医療保険、年金保険等の社会保険の適用実態を明らかにしたい。なお、同調査結果については、朝倉美江、原史子、大井智香子及び筆者が2012年8月に報告書をまとめているので参照されたい<sup>1)</sup>。

それではまずは、朝倉らによる報告書からその概要を紹介しよう。

## 2 「岐阜県外国籍県民生活実態調査」の概要

### 2-1 調査対象と調査方法

「岐阜県外国籍県民生活実態調査」は、外国人の生活の実態と生活に伴って生じる問題の解決方法を明らかにするために設計された調査項目<sup>2)</sup>について、ポルトガル語、中国語、英語に翻訳したアンケート票による自記式の調査である(朝倉2012:4)。調査票の配布及び回収は、2011年10月に、ブラジル人についてはNPO法人ブラジル友の会、中国人は美濃加茂華友会、フィリピン人はアジア友の会の協力で行い、岐阜県内のブラジル人、中国人、フィリピン人に計800票の調査票を配布し、うち459票を回収している。回収率は57.4%である(朝倉2012:4)。

### 2-2 本調査回答者の基本属性

本調査回答者の年齢は、21歳～30歳の者が34.0%と最も多く、次いで31歳～40歳の者が32.9%であり、20代から30代の者が約70%を占めていた(朝倉2012:7)。国籍はブラジルが47.5%、中国が27%、フィリピンが25.5%であり、ブラジルの割合が高かった(朝倉2012:7)。性別は女性が59.0%、男性が40.1%であった。中国人の75.8%が女性であったことから、やや女性の割合が高くなっている(朝倉2012:7)。在留資格は、永住者が53.4%と最も多く、次いで定住者が29%、日本人の配偶者が6.8%、研修・技能実習が5.9%、日本国籍が1.7%

であった(朝倉2012:10)。

最終学歴は高等学校が47.3%、中学校が15.5%、大学・大学院が11.8%であった(朝倉2012:8)。また、最後に通ったのは「母国の学校」と回答した者が88.9%であったことから、朝倉は、日本語の習得やその能力で困難に陥りやすい者が多いのではないかと指摘している(朝倉2012:8)。

現在の居住地は、美濃加茂市の者が37.3%と最も多く、次いで可児市が31.6%であったが(朝倉2012:9)、これは、主に美濃加茂市を拠点として活動する団体によって調査票が配布されたことによる。現在地での居住期間は、1～3年未満の者が29.4%と最も多く、次いで3～5年未満が20.5%であった(朝倉2012:9)。5年未満の者が67.5%を占めたが、他方で10年以上の者が12.4%いた。日本での転居回数は、1～3回未満の者が37.3%と最も多く、次いで「なし」の者が24.4%であったが、他方で3回以上の者が35.9%を占めた(朝倉2012:10)。日本での居住期間は、10年以上の者が35.1%と最も多く、次いで3～5年未満の者が19.4%であった(朝倉2012:9)。今後の滞在予定は、「わからない」と回答した者が33.6%と最も多く、次いで「日本に永住する」が27.0%であった(朝倉2012:18)。日本での居住期間は確実に長期化しており、定住化が進んでいるといえるが、現在地での居住期間が短く、転居回数が多いことからいえば、不安定な居住にある者の多い実態が明らかとなっている。

それでは、こうした本調査回答者はどのような雇用環境にあるのか、次にその詳細を紹介しよう。

### 2-3 本調査回答者の雇用環境

本調査回答者の現在の主たる仕事は、「自動車関係の製造業の従業員」が最も多く30.5%で、次いで「電気関係の製造業の従業員」が21.4%であり、製造業の従業員が全体の約60%を占めていた(朝倉2012:22)。

雇用就業形態についてみると、派遣社員が50.1%と最も多く、次いで正社員が18.7%、臨時・パート・アルバイトが11.1%であり、非正規雇用が60%以上を占めていた(朝倉2012:23)。ただし、1週間の平均労働時間は、40時間以上50時間未満の者が38.1%と最も多く、

40 時間以上労働する者が約 50%を占めていた（朝倉 2012：25-6）。しかし、過去 1 年の世帯年収は、400 万円未満の者が約 60%、さらに、200 万円未満の者が約 40%を占めており、低所得世帯がかなり多くなっている（朝倉 2012：14）。また、46.6%の者が預貯金はないと回答している（朝倉 2012：14）。

契約期間についてみると、1～2 か月未満が 20.7%と最も多く、次いで 2～6 か月が 16.8%であった（朝倉 2012：24）。2 年以上の者も 15.7%いたが、1 年未満の者が約 60%、さらに、2 か月未満の者が約 30%を占めていた。失業の経験については、あると回答した者が 46.4%いた（朝倉 2012：26）。とりわけリーマン・ショック後の影響として、失業したと回答した者は 30.9%であった（朝倉 2012：20-1）。契約期間の短さを反映してであろうか、日本での転職回数も 3 回以上の者が約 50%を占め（朝倉 2012：26）、雇用そのものがかなり不安定となっており、労働時間が比較的長いにもかかわらず、低所得で預貯金がない者が多い。上述のように、失業経験のある者は 50%近くいたが、雇用保険を利用した者は 27.9%にすぎなかった（朝倉 2012：26-7）。不安定な雇用にありながら、さらに、社会保険との関わりも希薄であることが伺える。

そこで次に、外国人にはどのように社会保険が適用されるのか、医療保険及び年金に焦点を当てて整理しておこう。

### 3 本調査回答者への社会保険の適用

#### 3-1 外国人と社会保険

1981 年 10 月に難民の地位に関する条約（難民条約）を批准し、これに伴って「難民の地位に関する条約等への加入に伴う出入国管理令及びその他の関係法律の整備に関する法律」(昭和 56 年法律第 86 号)が制定されると、翌 1982 年 1 月には国民年金に残されていた国籍に基づく被保険者資格の差別が撤廃された。以後、「内外人平等の原則」に基づき、社会保険は外国人にも強制適用されている<sup>3)</sup>。

周知のとおり日本では国民皆保険皆年金体制を主軸として、日本人であるか否かを問わず、外国人を含めて日

本に住所のあるすべての者に対して、医療保障や所得保障等を行っている。ただし、社会保険は職域や地域で分立しており、どのような保険や年金が適用されるかは、雇用のされ方で異なる。

健康保険及び厚生年金保険は「適用事業所」、すなわち、法人の事業所及び 16 業種の事業所で常時 5 人以上の従業員を使用する個人の事業所に使用される者に適用される（健康保険法第 3 条 3 項、厚生年金保険法第 6 条）。他方、適用されないのは臨時に使用される者で、日々雇い入れられる者や 2 か月以内の期間を定めて使用される者等である（健康保険法第 3 条、厚生年金保険法第 12 条）。このように、法律上、適用が除外されている者がいる一方、パートタイム労働者やアルバイト等といった短時間労働者のように運用上、適用が制限されている者がいる。短時間労働者への適用については、「常用的使用関係にあるかどうかにより判断すべき」であるとされ、労働日数、労働時間、就労形態、職務内容等が総合的に勘案され、認定されている（厚生省保険局 1980）。具体的には、「1 日又は 1 週の所定労働時間及び 1 月の所定労働日数が当該事業所において同種の業務に従事する通常の就労者の所定労働時間及び所定労働日数のおおむね 4 分の 3 以上」であれば適用される（厚生省保険局 1980）。つまり、現在は所定労働時間が「通常の就労者の 4 分の 3 以上」<sup>4)</sup>であるか否かを基準として、その適用が判断されているのである。しかし、いずれにしても国民皆保険皆年金体制をとっていることから、健康保険及び厚生年金保険を適用除外された者には国民健康保険及び国民年金が適用される。

ところで、日本で老齢年金を受給するためには原則 25 年の保険料納付済期間等が必要である<sup>5)</sup>。しかし、社会保障協定が締結されていない国からの出稼ぎの外国人の場合、その期間を満たせずに保険料が掛け捨てとなる可能性が少なからずあることから、1994 年 11 月に、外国人に対する当分の間の特別措置として、脱退一時金が規定されている（厚生年金保険法附則第 29 条、国民年金法附則第 9 条の 3 の 2）。脱退一時金は、第 1 に日本国籍を有していないこと、第 2 に国民年金の第 1 号被保険者としての受給資格期間等の月数<sup>6)</sup>、又は厚生年金保険の被保険者期間の月数が 6 か月以上あること、第 3 に日本国内に住所を有していないこと、第 4 に障害基礎年金、

障害厚生年金等を受給する権利を有したことがないこと、以上4つのすべての条件にあてはまる者が、国民年金、厚生年金保険の被保険者期間を喪失し、日本出国後2年以内に請求したときに支給される。支給限度額は、納付された保険料の3年分である。このように年金には、外国人のみを適用対象とした仕組みもある。

それでは、具体的に本調査回答者には、原則としてどのように社会保険が適用されるのだろうか。

### 3-2 本調査回答者と社会保険

本調査回答者の約50%が派遣社員であった。派遣社員は法律上の適用除外でなければ、すなわち、派遣先との雇用契約が2か月を超えていれば、派遣元の派遣会社で健康保険及び厚生年金保険が適用されることとなっている。しかし、本調査回答者の約30%は雇用契約が2か月未満であり、当該派遣社員の多くが、法律上、健康保険及び厚生年金保険から適用除外される形態でしか雇用されていない。健康保険及び厚生年金保険の保険料は労使折半で負担するため、派遣元でも外国人を法律上の適用除外とすることで人件費の増大を避けているのだろう。このような派遣社員には、国民健康保険及び国民年金が適用される。

他方、運用上の適用制限にかかる臨時・パート・アルバイトの者は約10%と少なく、加えて、40時間以上労働する者が約50%を占めていたことから、これによって適用を制限される者は少ないと考えてよい。

ところで、健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格取得等にかかる届出義務は、事業主に課せられているが、国民健康保険及び国民年金は、本人あるいは本人の属する世帯の世帯主に課せられている（厚生年金保険法第7条、国民健康保険法第9条、国民年金法第12条）。つまり、国民健康保険及び国民年金は、本人あるいは世帯主が届け出ない限り、適用されることはない。そこで、国民年金については、2008年2月に「外国人に対する国民年金被保険者資格取得届の届出勧奨等の実施について（通知）」（平成20年2月21日付庁保発第0221001号）が通知され、市町村は適用勧奨業務<sup>7)</sup>を20歳到達予定の外国人のみならず、それ以外の外国人に対しても実施することとなっている。したがって、健康保険及び厚生

年金保険が適用除外された外国人に、国民健康保険及び国民年金が適用されるか否かは、市町村の適用勧奨業務の実施にかかっている。

では次に、本調査回答者への社会保険の適用の実態についてみていこう。

### 3-3 本調査回答者への社会保険適用の実態

まずは、医療保険の加入状況を見る。医療保険については、「社会保険（会社の健康保険）」と回答した者が40.7%と最も多く、次いで「国民健康保険」が35.7%、「加入していない」が14.9%であった（中尾2012:31）。医療保険の加入者は、全体の76.4%を占めていたが、2008年以前の既存の調査結果に比較して、加入率は低下している。

介護保険については、「加入していない」と回答した者が31.6%と最も多く、次いで「加入している」及び「わからない」がそれぞれ25.7%であった（中尾2012:32）。介護保険は40歳以上の者に強制適用されており、40歳以上65歳未満の者の保険料は、医療保険の保険料が医療保険の保険料に含めて徴収することとなっている。したがって、医療保険に加入する40歳以上の者は、必ず介護保険にも加入している。しかし、本調査では40歳以上の者で医療保険に「加入している」と回答した者は96名であったのに対し、介護保険に「加入している」と回答したのは35名であった。実際には加入しているにもかかわらず、加入していることを知らない者が多いのだろう。介護保険は認知度が低く、加入していても利用されない可能性がある。

年金については、「加入していない」と回答した者が39.7%と最も多く、次いで「厚生年金」が23.1%、「国民年金」が14.6%、「母国（ブラジル・中国・フィリピン）の年金」が12.4%であった（中尾2012:32）。年金の加入者は、全体の37.7%に留まっており、「母国（ブラジル・中国・フィリピン）の年金」と回答した者を加えても50.1%しかいなかった。

厚生年金保険の適用条件は健康保険と同じであり、この2つは原則として「セット加入」することとなっている。しかし、「社会保険（会社の健康保険）」に加入していると回答した者が40.7%であったのに対して「厚生年

金」は23.1%に過ぎず、およそ半数が、「社会保険（会社の健康保険）」に加入していると回答したにもかかわらず、厚生年金保険に加入しているとは回答していない。厚生年金保険は掛け捨てとなる可能性があるために、人件費を削減したい事業主と手取り収入を増やしたい外国人との利害が一致することから、事業主は「セット加入」を崩し、健康保険だけに加入させているのだろう。

## 4 加入者及び未加入者の状況

### 4-1 医療保険加入者の状況

ここでは、医療保険に加入していると回答した者351名の雇用就業形態及び平均労働時間についてみることから、具体的には外国人に対して医療保険がどのように適用されているのかを明らかにしていく。

図1によれば、健康保険加入者の雇用就業形態は、派遣社員が52.9%と最も多く、次いで正社員が26.7%、臨時・パート・アルバイトが5.9%であった。

同様に、国民健康保険加入者でも（図2）、やはり派遣社員が45.1%と最も多く、次いで臨時・パート・アルバイトが17.7%、正社員が15.2%であった。

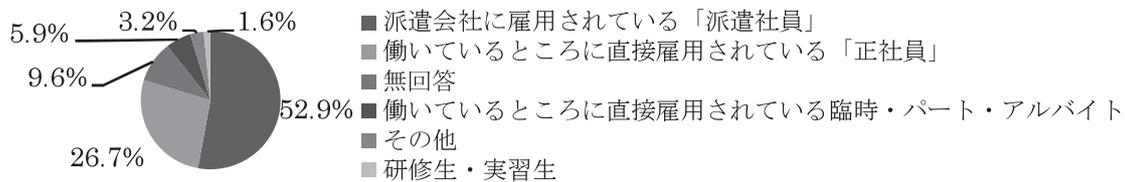


図1 健康保険加入者の雇用就業形態

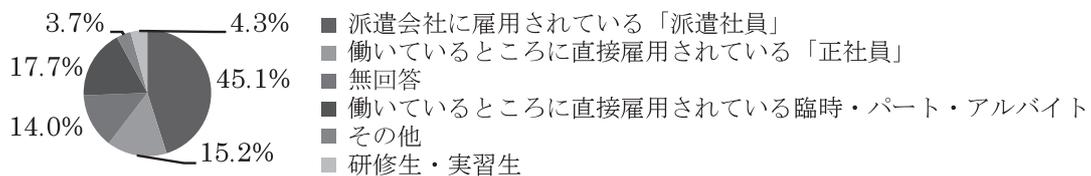


図2 国民健康保険加入者の雇用就業形態

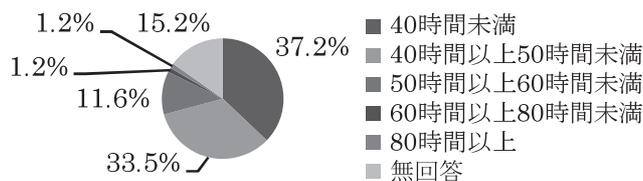


図3 国民健康保険加入者の1週間の平均労働時間

さらに、国民健康保険加入者の就業状況について詳しくみると（図3）、1週間の平均労働時間は40時間未満の者が37.2%と最も多かったが、次いで40時間以上50時間未満の者が33.5%と多く、40時間以上と回答した者が全体の47.5%を占めていた。

正社員はもちろんのこと、派遣社員であっても契約期間が2か月を超えていれば、健康保険が適用される可能性が高いが、実際には健康保険は適用されておらず、代わって国民健康保険が適用されていた。医療保険の加入率は比較的高いが、その主な要因は、法令を遵守しない事業主に代わって市町村が無保険者を生み出さないよう、国民健康保険の適用を促進していることにあると推察される。

なお、すでに指摘したとおり、本調査回答者の約30%は契約期間が2か月未満であり、法律上、健康保険は適用除外される。

### 4-2 医療保険未加入者の状況

次に、医療保険に「加入していない」と回答した者67名の雇用就業形態及び平均労働時間についてみてみよう。図4によれば、未加入者の雇用就業形態は、派遣社

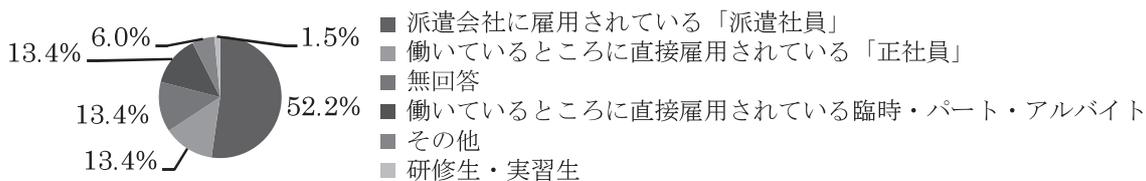


図4 医療保険未加入者の雇用就業形態

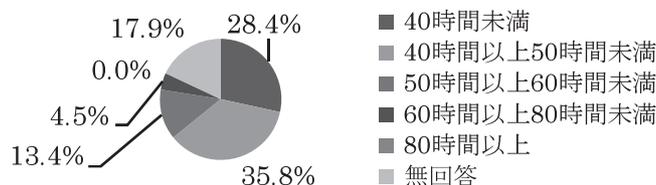


図5 医療保険未加入者の1週間の平均労働時間

表1 過去1年の世帯年収別にみた医療保険に加入していない理由 (%)

	収入はなかった	100万円未満	100-199万円台	200-399万円台	400-599万円台	600-799万円台	800-999万円台	1000-1199万円台	1200万円以上	わからない	無回答	全体
保険料が高くて払えないので	3.0	3.0	7.5	6.0	1.5	1.5	1.5	0.0	1.5	4.5	3.0	32.8
加入したいが遡って請求され、払えなかった	1.5	3.0	16.4	4.5	0.0	1.5	0.0	0.0	0.0	4.5	0.0	31.3
会社に参加するよう言われなかった	4.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.5	6.0	1.5	13.4
その他	1.5	1.5	0.0	1.5	3.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.5
未回答	0.0	1.5	6.0	1.5	3.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.0	0.0	14.9
総計	10.4	9.0	29.9	13.4	7.5	3.0	1.5	0.0	3.0	17.9	4.5	100.0

員が52.2%と最も多かったが、正社員も13.4%おり、派遣社員及び正社員が65.6%を占めていた。

1週間の平均労働時間についてみると(図5)、40時間以上50時間未満の者が35.8%と最も多く、次いで50時間以上60時間未満の者が13.4%であり、40時間以上の者が53.7%を占めていた。正社員はもちろんのこと、法律上の適用除外の可能性はあるが、平均労働時間に着目するならば、およそ半数の者が健康保険の適用対象である可能性を有しているながら、適用されていない実態をみることができる。

では、加入していない理由は何か。表1によれば、医療保険に加入していない理由は、「保険料が高くて払えないので」が32.8%と最も多く、次いで「加入したいが

遡って請求され、払えなかった」が31.3%、「会社に参加するよう言われなかった」が13.4%であった。

これを過去1年の世帯年収別にみると(表1)、未加入者の49.3%が200万円未満の低所得世帯であった。200万円未満の者は回答者全体では36%であり、それに比較すれば、未加入者には低所得世帯の者が多いことがわかる。

また、未加入者の世帯類型及び年齢をみると、比較的若い夫婦世帯が多い一方、「夫婦と未婚の子のみの世帯」及び「ひとり親と未婚の子のみの世帯」といった明らかに子どものいる世帯の者が17名含まれていた。

未加入者には低所得世帯が多いことから、必要な医療が行き届いていない可能性が高くあり、明らかに子ども

のいる世帯では、問題が大きい。なお、例えば美濃加茂市には「乳幼児等福祉医療費助成制度」があり、外国人であっても、中学校を卒業するまで医療費は無料である。しかし、この制度で助成されるのは保険診療の自己負担額であり、利用には保険証が必要である。

### 4-3 年金未加入者の状況

次に、年金に「加入していない」と回答した者182名の雇用就業形態及び平均労働時間についてみてみよう。図6によれば、未加入者の雇用就業形態では、派遣社員

が52.8%と最も多く、次いで正社員が15.4%、臨時・パート・アルバイトが13.6%であった。

1週間の平均労働時間についてみると（図7）、40時間未満の者が39.0%と最も多く、次いで40時間以上50時間未満の者が33.0%であり、40時間以上の者が47.8%を占めていた。医療保険同様、およそ半数の者が厚生年金保険の適用対象である可能性を有しながら、適用されていない実態をみることができる。

では、年金に加入していない理由は何か。表2によれば、「保険料が高くて払えないので」と回答した者が31.9%と最も多く、次いで「厚生年金や国民年金につい

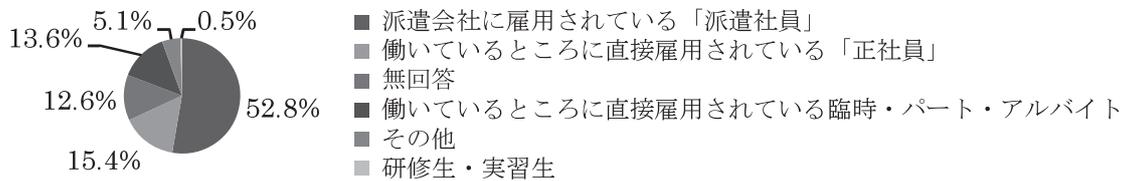


図6 年金未加入者の雇用就業形態

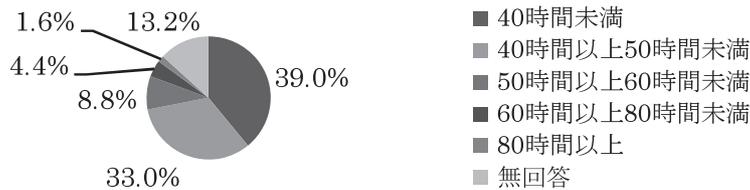


図7 年金未加入者の1週間の平均労働時間

表2 過去1年の世帯年収別にみた年金に加入していない理由（%）

	収入はなかった	100万円未満	100-199万円台	200-399万円台	400-599万円台	600-799万円台	800-999万円台	1000-1199万円台	1200万円以上	わからない	無回答	全体
保険料が高くて払えないので	3.8	2.2	6.6	9.3	1.6	1.6	0.5	0.5	0.5	2.7	2.2	31.9
厚生年金や国民年金について知らない	2.2	1.1	3.3	3.3	3.8	2.7	0.0	0.0	0.0	4.9	1.6	23.1
帰国するので必要がない	0.0	1.1	5.5	1.1	1.1	0.5	0.0	0.0	0.0	2.7	1.1	13.2
会社に入るよう言われなかった	1.6	0.5	3.8	2.7	0.5	0.0	0.0	0.0	0.5	1.6	0.5	12.1
その他	0.0	0.5	1.1	1.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.6	0.0	4.9
未回答	1.1	3.3	2.7	2.7	1.1	0.0	0.0	0.0	0.0	3.8	0.0	14.8
総計	8.8	8.8	23.1	20.9	8.2	4.9	0.5	0.5	1.1	17.6	5.5	100.0

て知らないのが23.1%、「帰国するので必要がない」が13.2%、「会社に加入するように言われなかったのが12.1%であった。年金については、事業主が人件費を削減するために適切な情報を伝達していない可能性があり、医療保険に比べて明らかに認知度が低い。したがって、外国人への適用を促進するには、市町村による適用勧奨業務等を含めて適切な情報を伝達する仕組みが必要であろう。なお、年金が適用されなければ、外国人は手取りが増えるため、法令を遵守しない事業主の下に移動しやすくなり、適正な雇用が阻害されてしまう<sup>8)</sup>。

年金に加入していない理由を過去1年の世帯年収別にみると(表2)、未加入者の40.7%が200万円未満の低所得世帯であった。

さらに、未加入者の年齢をみると(図8)、21歳以上30歳未満が36.3%と最も多く、次いで31歳以上40歳未満が34.1%、41歳以上50歳未満が11.5%であった。

現在、日本で老齢年金を受給するためには原則25年の保険料納付済期間等が必要である。したがって、支給開始年齢である65歳から逆算して40歳以上の者は、これから加入したとしても資格期間を満たすことは難しい。未加入者のなかに40歳以上の者が20.8%おり、こ

れらの者は将来、無年金となる可能性が高い。

老後の生活で不安なことでは(図9)、生活費のことをあげた者が最も多いが、老後の経済生活についての考え方では(図10)、公的年金をあげる者は、母国のものと日本のものを合わせても27.0%にすぎなかった。不安定な雇用や居住で、低所得でありながらも定住化が進んでいる実態を鑑みれば、とりわけ年金の認知度の低さは、将来の無年金者を増やすことともなり得る。

年金もまた未加入者ほど低所得世帯の者が多いが、それらの者のなかには将来、無年金となる可能性の高い40歳以上の者も20%以上含まれており、このまま定住化が進めば、問題が大きくなる。

## 5 おわりにかえて

リーマン・ショックからおよそ4年が経過し、外国人を取り巻く雇用環境は一変した。契約期間ひとつを取り上げてみても、より不安定なものとなっている。しかし他方で、2012年3月には、ブラジルとの社会保障協定が発効し<sup>9)</sup>、年金においては日本での保険料拠出がブラジルでの受給に結び付くこととなった。また、2015年10

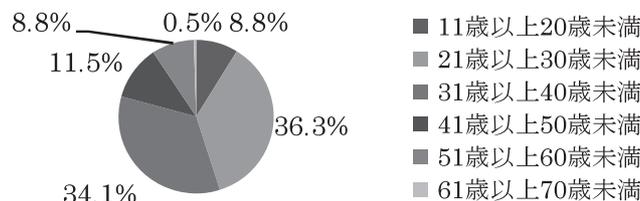


図8 年金未加入者の年齢

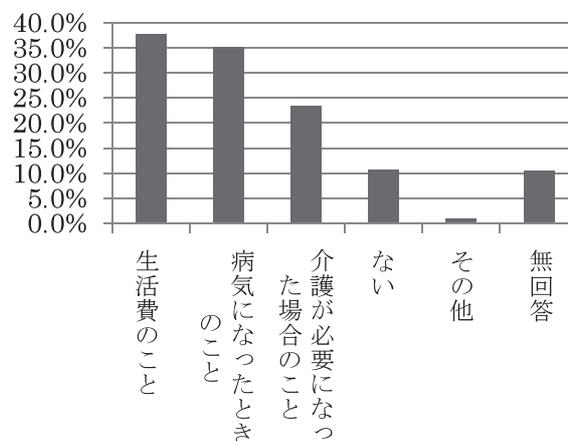


図9 老後の生活で不安なこと

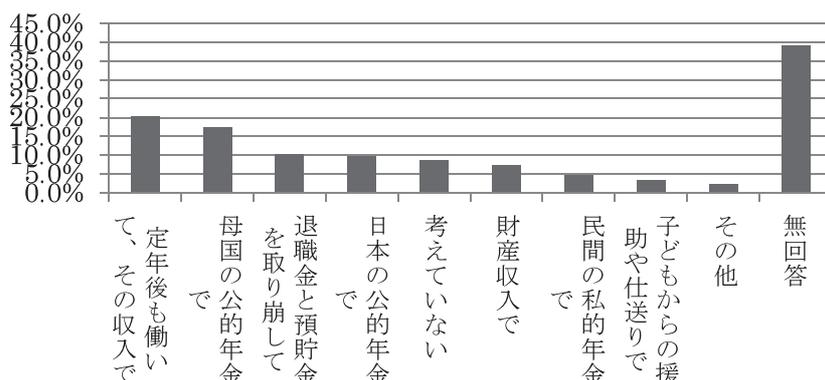


図10 老後の経済生活についての考え方

月からは年金の受給資格期間が10年に短縮される。加入促進につながる仕組みは着実に実施されてきている。とはいえ、とりわけ年金の加入率は依然として低いままである。

本調査では健康保険及び厚生年金保険で、適用要件を満たしていながら適用されていない実態、また、法律上、適用除外される形態でしか雇用されていない実態が明らかとなった。医療保険も年金も、未加入者ほど低所得世帯の者が多かったが、それらの者は雇用が不安定で、現に今、不利であるばかりでなく、とりわけ年金の仕組みを鑑みれば、将来にわたって不利を被ると考えられる。日本での定住化は進んでいる。外国人をいずれ帰国する者としてではなく、日本で共に暮らす「生活者」として認識し、速やかに適切に社会保険が適用されることを望みたい。

### 注

- 1) 本稿の一部は、報告書中の付論3「岐阜県における外国籍県民への社会保険適用の実態」で明らかにした内容を大幅に加筆修正したものである。
- 2) 調査項目は、基本属性の他、家族、子育て、移住の経験と日本人との関係、就労状況、生活問題と社会サービスの利用状況、医療・保険・年金、日本語能力、日本社会への要望、防災に関する47項目である。
- 3) ただし、いくつかの例外がある。健康保険及び厚生年金保険は、外国企業と雇用契約を締結している外国人や、外国企業から賃金が支払われている外国人、さらには、ドイツ、イギリス、韓国等、社会保障協定が発効している国の国籍を有し、一定の要件を満たし、在留期間がおおむね5年以内の外国人には適用されていない。また、国民健康保険及び国民年金は、入国時に出入国管理及び難民認定法に基づいて決定された在留期間が、原則として1年以上あることを要件としているため、それ以外

の者には適用されていない。

- 4) おおむね週30時間以上、月17日以上である。なお、2012年8月10日に成立した「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」によって短時間労働者への適用については、4年後の2016年10月1日から、拡大されることとなった。具体案は今後3年以内に検討される。
- 5) 注4に記載した法律によって、年金の受給資格期間は、2年後の2015年10月1日から、現在の25年から10年に短縮されることとなった。
- 6) 正確には、国民年金の第1号被保険者としての保険料納付済期間の月数、保険料4分の1免除期間の月数の4分の3に相当する月数、保険料半額免除期間の月数の2分の1に相当する月数、保険料4分の3免除期間の月数の4分の1に相当する月数をすべて合算した月数である。
- 7) 適用勸奨業務とは、20歳の誕生日までに厚生年金保険等の被保険者となっていない者に「国民年金加入案内通知」を送り、その加入を勧奨する業務のことである。この通知に従って加入手続きを取らなかった者に対しては、市町村が職権によって加入手続きを済ませ、年金手帳及び保険料納付通知書を送付することとなっている。なお、「国民年金加入案内通知」は基本的に住民基本台帳ネットワークからの情報を元に送付している。
- 8) 岐阜県は、愛知県、三重県、名古屋市とともに、東海三県一市で中部経済連合会のほか、各県の商工会議所連合会、商工会連合会、経営者協会、中小企業中央会の協力の下、2008年1月21日に「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」を定め、「外国人労働者が日本人労働者と同様、公正かつ良好な労働条件を享受できるよう、彼らを雇用する場合、労働関係法令等の遵守に努める」としている（岐阜県・愛知県・三重県ほか2008）。
- 9) 中国とは2011年10月から政府間で正式な交渉を開始しており、また、フィリピンとは2009年8月から予備協議中である。

### 文 献

朝倉美江(2012)「第1章 外国籍県民の基本属性」 「第2章 第1節 家族 (5)年収 (6)預貯金」 「第3章 移住の経緯と就労状況」 ブラジル友の会「多文化共生コミュニティの形成を

- 目指して」岐阜県外国籍県民生活実態調査報告書, 7-11, 14, 18-28
- 中部経済産業局地域経済課 (2007)「東海地域の製造業に働く外国人労働者の実態と共生に向けた取組事例に関する調査」
- 岐阜県・愛知県・三重県ほか (2008)「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」(<http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/kokusai-koryu/tabunka/index.data/kensho.pdf> 2013.01.20 閲覧)
- 岐阜新聞 (2012a)「ソニー美濃加茂工場, 来年3月末閉鎖 愛知・千葉に移管」2012.10.20
- 岐阜新聞 (2012b)「請負4社329人の契約終了 ソニー工場閉鎖で県が見通し」2012.11.28
- 厚生省保険局 (1980)「短時間労働者に関する健康保険及び厚生年金の被保険者資格の取扱い(内かん)」社会保障審議会(2011a)
- 「短時間労働者への社会保険適用等に関する特別部会(第1回)説明資料」1, 10
- 毎日新聞 (2012a)「ソニー美濃加茂サイト閉鎖 就労者数は2160人—市対策会議/岐阜」2012.11.7
- 毎日新聞 (2012b)「ソニー美濃加茂サイト閉鎖 下請け, 大半が契約社員 雇用連絡協, 再就職支援要請/岐阜」2012.11.28
- 中尾友紀 (2012)「第4章第2節 保険・年金・老後」ブラジル友の会「多文化共生コミュニティの形成を目指して」岐阜県外国籍県民生活実態調査報告書, 31-35
- 三本松政之・朝倉美江・大井智香子ほか (2009)「『ブラジル人の生活についてのアンケート』結果」『複合的多問題地域にみる社会的排除の構造理解とその生活福祉支援に関する比較地域研究』平成20年度科学研究費補助金(基盤研究(C))研究成果報告書, 96-142